



オレンジのリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

▶お問い合わせは健康福祉課 保健係（10 番窓口） 児童係（11 番窓口）
☎64-1120まで

11月は児童虐待防止推進月間です。

ひとりでかかえこまないで ～気軽に相談を～

妊娠や出産・子育ての不安や悩み、家庭の心配事…。どんな小さなことでも気になることがあるときは、役場の保健センターや子育て支援センター、保健所や周囲の人々に気軽に相談してひとりでかかえこまないようにしましょう。

保健センター
家庭教育支援室
☎63-2525
内線107

保健センター
保健師
☎64-1120

「とらいあんぐる」の支援員

地域子育て
支援センター
☎63-6066

母子保健
推進員

保健所
☎64-1294



友人
地域の人々

民生委員
児童委員

かかりつけの
医師

児童相談所
☎(073)
445-5312

家族
祖父母

保育所
幼稚園



虐待かなと思ったら…

児童相談所 全国共通ダイヤル ☎189番へ

いちはやく

～子どもへの虐待とは～

親や親に代わる養育者が、子どもに対し身体的な危害を加えたり日常生活の世話をしなかったりすることで、子どものからだやこころにキズをつけてしまう行為をいいます。身体的虐待（暴力など）・性的虐待・ネグレクト（養育の怠慢・拒否）・心理的虐待（暴言や拒否的な態度）があります。いくら保護者が子どもをかわいいと思い、子どものためにやっているしつけであっても、それが子どもに悪影響を与えるものであれば、すべて『虐待』です。